

焼津市農業委員会 10 月総会議事録

1 日時

令和7年10月15日（水）午後2時00分 ～ 午後3時00分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	×	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	10	栢村 輝夫	×	17	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	11	村松 正二	×	18	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	13	梅原 利浩	×			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第5号 農業用施設証明願について

第6号 農地の利用目的変更届出について

第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第8号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第4条の規定による許可について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>14名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和7年10月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>5番、鶴橋俊二委員、15番、村松達雄委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第8号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第8号までを朗読】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>無いようですので、質疑見を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。報告第1号から8号までを一括して承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>それでは、報告第1号から8号を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号17を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号17を朗読後、説明】</p> <p>申請地は中新田配水場から北東へ約400mに位置している農業振興地域内の農地です。</p> <p>譲渡人は申請地の西側、既存宅地の農家住宅に住んでいましたが、現在は借家住まいです。</p> <p>譲受人は現在、他市で借家住まいの地方公務員ですが、隣地の宅地を購入し、焼津市に定住する予定です。今般、居住地となる隣地の畑を耕作したく、譲渡人との間で売買の合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人には、農機具等の保有状況がありませんが、今後借用し、野菜を中心に耕作、収穫、管理を夫婦で行う予定です。</p> <p>申請地と宅地の境を明確にするように見切り壁を作ることで、周辺の農業上の利用に影響を及ぼすことは無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>ただいまの事務局からの詳しい説明のとおりであります。</p> <p>ここは説明のあったとおり、元々農家の方が住んでいましたが、事情がありこういう状態となりました。</p> <p>今まで宅地か農地か不明確な状態でしたが、今回測量をし、計画上も、周り</p>

	<p>の農地には支障が無いと思いますので、許可相当だと思います。</p> <p>この中で少し聞きたいのですが、土地改良の際、どの家も宅道という名称で道路を宅地に付けているのですが、今回は官地扱いになっています。</p> <p>ここは、全体はブロックでもってきちんと境をしていますが、この後議題にあがるように、官地が狭いことを理由に、畑の部分を道路として広げるよう農地転用の申請がされています。</p> <p>その場合、官地の見切りは不要でしょうか。</p>
事務局	<p>この後農地法5条で、官地の隣に進入路として審議いただく案件となりましたので、そちらの東側の部分との見切りについてということによろしいでしょうか。</p> <p>官地の部分は今までも地主が出入りで使用しており、今まで自分の宅地と農地だったことから見切り構はありませんでした。</p> <p>また後ほど事務局から説明させていただきますが、農地法の転用申請が出ており、ここに見切り構を作る場合、建築の際に支障が出てしまいます。また、元々の農家住宅の進入路部分について今まで見切り構は無いため、今回特に指示を出しておりません。</p>
地区委員 15番	<p>高さをつけるというわけではないが、境としてわかるようにしなくても良いですか。</p>
事務局	<p>境には調査士が測量した杭があると思います。境界のラインについては、官民境界の話であり、農地法の申請ではそこまで求めていません。</p> <p>今回大富地区で畑に見切り構を作るようご指示いただいたのは、宅地と今回農地法3条で今後農地として維持管理する部分について、境が分からなくならないように、通路として使用されないよう明確にすることを目的としています。</p>
地区委員 15番	<p>払下げはできないのですか。</p>
事務局	<p>本人が手続きをするようでしたら、土地の表題登記を行う等手順を踏んでいただければ出来ますが、希望があれば手続きということになります。</p>
地区委員 15番	<p>わかりました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の、番号17を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号の番号17は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号18を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号18を朗読後、説明】</p> <p>申請地は中新田配水場から北東へ約400mに位置している農業振興地域内の農地です。</p> <p>譲渡人は申請地の西側、既存宅地の農家住宅に住んでいましたが、現在は借</p>

	<p>家住まいです。</p> <p>譲受人は現在、焼津市で実家住まいですが、今般申請地隣地の宅地を購入し、住居を建築予定であり、居住地となる隣地の畑を耕作したく、譲渡人との間で売買の合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人本人は農機具等の保有はありませんが、実家の農機具を借用し、野菜を中心に耕作を行い、収穫、管理を行う予定です。</p> <p>申請地と宅地の境を明確にするよう見切り壁を作ることで、周辺の農業上の利用に影響を及ぼすことは無いと考え、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>これは先に説明したものと同様の案件となります。</p> <p>周りの農地には、何ら支障はありません。特段補足することもないため、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の、番号18を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号の番号18は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号19を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号19を朗読後、説明】</p> <p>申請地は下小杉児童公園から南西へ約400m、南東100mに位置している農業振興地域内の農用地です。</p> <p>譲渡人は市外および、市内にそれぞれ居住していますが、耕作が難しい状況でした。</p> <p>譲受人は、今般、所有権を取得し、申請地を今後も耕作したく、譲渡人との間で売買の合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況について問題なく、引き続き水稻を作付するため、現在の耕作状況より変更がなく、周辺の農地への農業上の利用への影響は無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 29番	<p>静浜地区では、10月4日に現地調査を行いました。</p> <p>譲受人の父は、熱心に水稻を耕作していましたが、一昨年にお亡くなりになりまして、現在譲受人が後を継いで耕作しております。</p> <p>申請地は遺産相続で引き継いだ農地であり、所有者が高齢になり作業ができなくなったということで、また譲受人本人も規模拡大をしたいと思っていたと</p>

	<p>ころなので譲り受けて耕作を行うこととなりました。</p> <p>機械設備もしっかりしており、許可相当であると考えました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号19を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号19は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号3を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号3を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、駿河西病院より東へ約400mに位置している農業振興区域内農地で現況は畑です。</p> <p>本件は、現在耕作中の農地の農作業に必要な農作業場及び農業用倉庫として、農地の一部分を使い転用したい申請であり、申請地②については、都市計画課で適合申請を同時に申請中となります。</p> <p>申請地①の北側は水路、東側は宅地、南側は畑、西側は道路、申請地②の西側は宅地、東側は農地で田、北側は水路、南側は道路に面しております。</p> <p>現在、申請地①②の一部は畑として利用しており、申請地②の北側及び隣地の農地についても、今後畑作で規模拡大を計画しています。本計画について、農地利用目的変更の申請を受けており、今後、良い作土が手に入り次第、菊の栽培を開始する予定であります。</p> <p>申請地①は、既にテント倉庫を設置し、農作業のため駐車場として使用していた部分となります。</p> <p>申請地②の計画である農業用倉庫建築の設置理由として、自宅で作業が出来ず、現場で作業したい意向があり、測量した最低限の転用面積において露天での駐車場スペースや作業スペースが必要であると考えます。現在の耕作状況を確認し、必要性が高いことから転用の確実な実行性が見込めます。</p> <p>申請地周辺の農地に与える影響は軽微と判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>以前より申請がいくつかでている土地であります。</p> <p>倉庫を建てたい部分については、以前田で使用するために、3条で購入されましたが、その後土を入れられてしまった経緯があります。</p> <p>写真の部分では、今年スイカを作っており、たくさん実っていました。他の農地では、菊を栽培しており、所有者の父の手伝いもあります。</p>

	<p>今回このような申請が出て、今後どうなるのかということもありますが、西側は宅地であり、南側道路、北も東も農地ではありますが、農業には差し支えないと考え、地元の委員として許可相当としました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号3を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号3は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号23を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>【議案第3号、番号23を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、東名高速道路焼津インター出口より南西に約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>譲受人は道路を挟んだ南西側でクリニックを経営している医師で、現在のクリニック敷地の駐車台数、従業員用18台、患者用27台では、第2駐車場を含めても慢性的な不足が生じており、近隣である本申請地を駐車場として転用利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>譲渡人の2名は、耕作をしておらず今後の管理が難しいことから本計画に同意し、所有権を譲渡するものであります。</p> <p>申請地の北側は水路、東側は田、西側は雑種地（駐車場）、南側は道路です。東側農地である田の境には、見切りのため擁壁を施工する予定です。</p> <p>排水は雨水排水のみ、都市計画課へは土地利用承認申請を同時に申請中であり、調整池や緑地を設置、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>今説明があったとおりでございますが、焼津地区委員は10月2日の午前に集まりまして、現場確認をさせていただきました。譲受人が経営するクリニックの道路を挟んだ北側の農地が今回の申請地となります。</p> <p>申請地の北側は運送会社の宅地、間の水路はおよそ50cmぐらいでしたかね、西側は駐車場、東側は田んぼになっており、南側は道路です。</p> <p>現在は、写真のとおり、申請地の少し開けて隣は第2駐車場ではありますが、所有されているのか、借りているのか分かりませんが、大きいトラックも止まっており、18台分の従業員駐車場として使用しているようです。</p> <p>今回申請地では、その18台も含め56台の駐車場として使いたいということです。面積も大きいですから、土地利用にあたるため、調整池を駐車場の下</p>

	<p>に設けるという計画であります。</p> <p>かなり面積が広いですが、当日我々が現場確認をした日は開業日で、クリニックの病院前の駐車場は満杯でありました。そんなようなことで患者も多くやむを得ないのかなと思いました。</p> <p>また、計画された事業費も資金証明がされています。</p> <p>東側の田んぼですが、電柱のあたりのところ、クリニックの側溝から道路を挟んで配管を通り水が来ていることから、今回の転用にあたり影響は無いと考えました。</p> <p>そんなことから、地区として許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号23を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号23は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号24を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号24を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、大富小学校から北へ約200mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、焼津市水道水源地に隣接する農地、田であり、焼津市水道局が本年度末まで行う、水源さく井(せい)工事のための資材置場として一時転用したいという申請であります。</p> <p>借人の焼津市水道局は老朽化した水源の代替えを確保し、安定的に水道水を供給する工事を行うために、当該農地耕作者の協力も受け、一時的に申請地を確保し、工事を実施、終了後には農地へ現状復旧する計画です。</p> <p>申請地の東及び南側は道路、北側は市有水源及び宅地、西側は貸人が所有する田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地ではありますが、例外的に許可の対象となる「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該用地を供することが必要と認められるもの」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断しました。また、農地へ復旧する工事についても市で行うことを確認し、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>ただいまの事務局からの詳しい説明のとおりであります。</p> <p>これは市の水源工事であります。ここのあたりの水源はいくつかあります</p>

	<p>が、地区の下の方です。</p> <p>工事期間は5か月ちょっとであり、終わりが4月となっています。貸人は大きく水稻をやっており、この場所は育苗の場所となっていますが、工事が終わってからそれにも間に合うのではないかと思います。</p> <p>周りは貸し人の農地ばかりで、これといった支障もないため、許可相当と思います。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号24を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号24は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議長 続きまして、</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号25を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号25を朗読後、説明】</p> <p>申請地は中新田配水場から北東へ300mほどに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の北側は宅地、南側は道路、西側は宅地、東側は畑であり、譲受人が併せて農地法3条申請を行っています。</p> <p>譲渡人は、隣地宅地に居住していましたが、転居し、耕作することが難しくなったため、売却に同意しました。</p> <p>譲受人は、近隣の既存宅地を購入し、居宅を建築する計画がありますが、南側市道からの進入路が狭いため申請及びました。</p> <p>建築するにあたり宅地への進入路として必要であり、転用面積も必要最小限で、都市計画課で認められた幅員であること、申請地と農地の境を明確にするよう壁を作ることで、周辺には農業上の利用に影響を及ぼすことは無いと考えます。居住予定の宅地内の生活排水は、申請地内を南側水路に排水する計画で、畑への影響は軽微であると判断します。</p> <p>事務局判断では許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>事務局からの詳しい説明のとおりです。</p> <p>3条申請の議題の時に、説明したことと同じこととなり、重複するため省かせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号25を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号25は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号26を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号26を朗読後、説明】</p> <p>申請地は中新田配水場から北東へ300mほどに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の北側は宅地、南側は道路、西側は宅地、東側は畑で、譲受人が併せて農地法3条申請を行っています。</p> <p>譲渡人は、隣地宅地に居住していましたが、転居し、耕作することが難しくなったため、売却に同意しました。</p> <p>譲受人は、近隣の既存宅地を購入し、居宅を建築する計画がありますが、南側市道からの進入路がないため申請に及びました。</p> <p>建築するにあたり宅地への進入路として必要であり、転用面積も必要最小限であり、都市計画課で認められた幅員であること、申請地と宅地の境を明確にするよう壁を作ることで、周辺には農業上の利用に影響を及ぼすことは無いと考えます。また居住予定の宅地内の生活排水は、申請地内を南側水路に排水する計画で、畑への影響は軽微であると判断します。</p> <p>事務局判断では許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>事務局からの詳しい説明のとおりです。</p> <p>見切りの件についてですが、建築する土地の北側の宅地と農地の境については、今後指示はあるのですか。</p>
事務局	<p>宅地と農地の民地の境についてとなりますので、当事者間で協議がされていると思います。今回北側の農地については申請が無いため、事務局から何か指示を行うことはありません。</p>
地区委員 15番	<p>わかりました。</p> <p>先ほどの議案と同様で、追加で申し添えることはありません。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号26を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号26は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を</p>

	<p>審議します。</p> <p>本議案に関する委員につきましては、本議案の裁決が終わるまで退室を、お願いします。</p> <p>【委員 退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号を説明】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を 認めます。</p> <p>【委員 入室】</p> <p>以上をもちまして、令和7年10月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>